

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会審査日程

日時 令和2年9月17日（木）

午前10時30分

場所 大会議室

付議事項

- 1 新型コロナウイルス対策本部会議の報告について（総務課、健康増進課）
- 2 社会教育施設、文化・スポーツ施設で行われる行事等への参加者の新型コロナウイルス感染拡大防止対策の取組について（社会教育課、文化スポーツ推進課）
- 3 小中学校の体育祭と文化祭の取扱いについて（学校教育課）
- 4 山陽小野田生活と健康を守る会からの要望書「新型コロナ及び熱中症対策について」
 - (1) 要望書の項目4 （学校教育課）
 - (2) 要望書の項目1 （健康増進課）
 - (3) 要望書の項目2 （健康増進課）
 - (4) 要望書の項目3 （人事課）
 - (5) 要望書の項目5 （総務課）
 - (6) 要望書の項目6 （高齢福祉課・障害福祉課）
 - (7) 要望書の項目7 （社会福祉課）
- 5 市制度融資のコロナ関係分の状況について（商工労働課）
- 6 新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言飲食店応援制度について（環境課）
- 7 新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望書（その3）に係る回答について

8 その他

第22回 山陽小野田市新型コロナウイルス対策本部会議

日時：令和2年9月16日（水）14時から

場所：山陽小野田市役所 3階 大会議室

<次第>

- 1 現状の報告について（健康増進課）
- 2 9月23日から10月11日までの施設利用について
- 3 その他

山口県内での新型コロナウイルス発生状況等について

(1) 山口県での感染者数 194人【入院患者数 41人】(9月14日現在)

(市町別)

●下関市	24件	●宇部市	49件
●山口市	24件	●防府市	12件
●下松市	9件	●岩国市	4件
●光市	4件	●美祢市	1件
●周南市	6件	●山陽小野田市	61件

(2) 山陽小野田市内発生状況 61件 (9月14日現在)

別紙参照

(3) PCR検査の状況について 累計8,252件 (9月14日まで)

月日	曜日	実施件数	陽性件数
9月 6日	日	35	3
9月 7日	月	17	0
9月 8日	火	61	0
9月 9日	水	161	5
9月 10日	木	130	4
9月 11日	金	273	1
9月 12日	土	155	0
9月 13日	日	59	0
9月 14日	月	125	0

(4) 相談件数 43,770件 (1月31日から9月13日まで)

新型コロナウイルス感染症患者状況【山陽小野田市】

2020/9/14

例目		陽性確定日	患者の概要			エピソード等
市内	県内		年代	性別	職業	
1	32	4月27日	50歳代	男性	会社員	県内第23,24例目の濃厚接触者
2	45	7月22日	30歳代	男性	会社員	愛知県名古屋市に出張
3	56	8月1日	50歳代	男性	会社員	市内第4例目を含む知人と高知県高知市に旅行
4	57	8月1日	50歳代	男性	会社員	市内第3例目を含む知人と高知県高知市に旅行
5	73	8月8日	40歳代	男性	会社員	県内第66例目（宇部市）の濃厚接触者
6	76	8月8日	40歳代	女性	会社員	知人と面接
7	89	8月19日	40歳代	男性	会社員	県内第86例目（宇部市）の濃厚接触者
8	90	8月19日	60歳代	男性	無職	ゴルフ（県外からの参加者との接触）家族、親族での会食
9	91	8月20日	60歳代	女性	無職	市内第8例目の濃厚接触者（会食）
10	93	8月20日	30歳代	女性	会社員	市内第8例目の濃厚接触者（会食）
11	94	8月20日	10歳代	女性	会社員	市内第8例目の濃厚接触者（会食）
12	95	8月20日	10歳未満	女性	小学生	市内第8例目の濃厚接触者（会食）
13	97	8月20日	40歳代	女性	確認中	市内第8例目の濃厚接触者（会食）
14	98	8月20日	10歳代	男性	学生	市内第7例目の濃厚接触者
15	102	8月21日	40歳代	女性	飲食店勤務	市内第7例目、県内第99例目（宇部市）濃厚接触者。
16	103	8月21日	20歳代	女性	飲食店勤務	市内第7例目、県内第99例目（宇部市）濃厚接触者
17	104	8月21日	70歳代	男性	無職	市内第8例目の濃厚接触者 ゴルフ（市内18例目も参加）
18	105	8月21日	60歳代	女性	飲食店勤務	市内第8例目の濃厚接触者 市内第17例目とも接触
19	108	8月22日	40歳代	男性	飲食店勤務	市内第7例目、県内第99例目の濃厚接触者
20	109	8月22日	40歳代	男性	会社員	市内第15例目の濃厚接触者
21	111	8月23日	20歳代	男性	フリーター	県内第101例目、市内第15・16例目との濃厚接触者
22	117	8月24日	30歳代	男性	会社員	A医療機関受診 抗原検査陽性
23	118	8月24日	40歳代	男性	会社員	A医療機関受診 抗原検査陽性
24	119	8月24日	40歳代	女性	会社員	A医療機関受診 抗原検査陽性
25	121	8月25日	20歳代	男性	会社員	市内A飲食店関連
26	122	8月25日	40歳代	男性	会社員	市内A飲食店関連
27	123	8月25日	70歳代	男性	自営業	市内A飲食店関連
28	126	8月25日	30歳代	男性	会社員	市内第19例目の濃厚接触者
29	128	8月25日	30歳代	女性	会社員	市内第22例目の濃厚接触者
30	129	8月25日	10歳未満	男性	—	市内第22例目の濃厚接触者
31	130	8月25日	10歳未満	男性	—	市内第22例目の濃厚接触者

例目		陽性確定日	患者の概要			エピソード等	
市内	県内		年代	性別	職業		
32	131	8月25日	70歳代	男性	無職	市内第22例目の濃厚接触者	
33	132	8月25日	60歳代	女性	無職	市内第22例目の濃厚接触者	
34	133	8月25日	60歳代	女性	飲食店勤務	県内第107例目の濃厚接触者	
35	136	8月26日	30歳代	男性	会社員	市内第22例目の濃厚接触者	
36	139	8月26日	40歳代	男性	会社員	市内第19例目の濃厚接触者	
37	142	8月27日	10歳代	女性	—	市内第35例目の濃厚接触者	
38	143	8月27日	10歳未満	男性	—	市内第35例目の濃厚接触者	
39	144	8月27日	10歳未満	女性	—	市内第35例目の濃厚接触者	
40	145	8月27日	20歳代	女性	無職	市内第35例目の濃厚接触者	
41	146	8月27日	30歳代	女性	会社員	市内第35例目の濃厚接触者	
42	147	8月27日	70歳代	女性	パート	県内第138例目の濃厚接触者	
43	148	8月27日	10歳未満	女性	—	市内第36例目の濃厚接触者	
44	149	8月27日	50歳代	女性	—	市内第25例目の濃厚接触者	
45	150	8月27日	10歳代	男性	学生	特になし	
46	153	8月28日	50歳代	男性	自営業	市内B飲食店（県内141例目勤務）関連	
47	154	8月28日	40歳代	男性	会社員	市内B飲食店（県内141例目勤務）関連	
48	158	8月28日	50歳代	男性	自営業	特になし	
49	160	8月29日	70歳代	男性	無職	市内B飲食店関連	
50	162	8月29日	60歳代	男性	無職	市内B飲食店関連	
51	163	8月29日	60歳代	男性	無職	市内B飲食店関連	
52	164	8月29日	10歳代	男性	会社員	市内第45例目の濃厚接触者	
53	165	8月30日	70歳代	男性	無職	市内B飲食店関連	
54	168	8月30日	50歳代	男性	自営業	市内B飲食店関連	
55	173	9月1日	50歳代	女性	会社員	市内第54例目の濃厚接触者	
56	176	9月2日	10歳代	女性	会社員	市内第55例目の濃厚接触者	
57	178	9月2日	50歳代	男性	会社員	市内第19例目の濃厚接触者	
58	179	9月4日	70歳代	男性	無職	市内第42例目の濃厚接触者	
59	180	9月4日	50歳代	男性	会社員	県内第175例目、県内第177例目の濃厚接触者	
60	181	9月4日	30歳代	男性	会社員	県内第175例目、県内第177例目の濃厚接触者	
61	190	9月9日	30歳代	男性	医療従事者	県内第185例目、県内第186例目の濃厚接触者	

- 感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント開催を日常化していく。
- イベントの収容率要件及び人数上限については、イベントでの感染状況やシミュレーション等で得られた知見（適切な換気の下、マスクをして声を出さなければ、観客同士の感染リスクは低い。入退場やトイレ等の三密回避が重要等）を踏まえ、感染防止対策と目安のあり方について見直しを行う。
- 得られた知見等を踏まえた業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合（別紙3「収容率及び人数上限の緩和を適用する場合の条件について」）には緩和することとし、当面11月末まで、以下の取扱いとする方針とする。
 - ① 収容率要件については、感染リスクの少ないイベント（クラシック音楽コンサート等）については**100%以内**に緩和する。その他のイベント（ロックコンサート、スポーツイベント等）については**50%以内**（※）とする。
 - ② 人数上限については、5,000人を超え、**収容人数の50%までを可**とする。
- 今後、一週間程度の周知・準備期間を考慮し、**9月19日より施行する**。
- 地域の感染状況等に応じ、都道府県知事の判断でより厳しい制限を課すことも可能である。また、大規模なイベント（参加者1,000人超）の主催者等は各都道府県に事前に相談し、各都道府県は感染状況やイベントの態様等に応じて、個別のイベント開催のあり方を適切に判断する。入退場や共有部、公共交通機関の三密回避が難しい場合、回避可能な人数に制限する。
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合、政府は、感染状況を分析し、業種別ガイドラインの見直しや収容率要件・人数上限の見直し等適切な対応を行う。
- 12月以降のあり方については、感染状況、イベントの実施状況等を踏まえ、改めて検討を行う。

（※）異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る。）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

時期		収容率	人数上限
現在	屋内	50%以内	5,000人
	屋外	十分な間隔（*できれば2m）	5,000人

時期		収容率	人数上限
当面11月末まで	イベントの種類	大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等	①収容人数10,000人超 ⇒収容人数の50% ②収容人数10,000人以下 ⇒5,000人 （注）収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度（両方の条件を満たす必要）。
		大声での歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント →詳細は次頁参照	
		100%以内 （席がない場合は適切な間隔）	50%（※）以内 （席がない場合は十分な間隔）

<p>大声での歓声・声援等がないことを前提としうるものの例</p>	<p>大声での歓声・声援等が想定されるものの例</p>
<p>音楽</p>	<p>音楽</p>
<p>クラシック音楽（交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲 等）、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート</p>	<p>ロックコンサート、ポップコンサート 等</p>
<p>演劇等</p>	<p>スポーツイベント</p>
<p>現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等</p>	<p>サッカー、野球、大相撲 等</p>
<p>舞踊</p>	<p>公営競技</p>
<p>バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等</p>	<p>競馬、競輪、競艇、オートレース</p>
<p>伝統芸能</p>	<p>公演</p>
<p>雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等</p>	<p>キャラクターショー、親子会公演 等</p>
<p>芸能・演芸</p>	<p>ライブハウス・ナイトクラブ</p>
<p>講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等</p>	<p>ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント</p>
<p>公演・式典</p>	<p>※遊園地（いわゆる絶叫系のアトラクション）についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ</p>
<p>各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、行政主催イベント、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等</p>	
<p>展示会</p>	
<p>各種展示会、商談会、各種ショー</p>	
<p>※映画館、美術館、博物館、動植物園、水族館、遊園地等についても同様の考え方を適用することとし、関係業界における感染拡大予防ガイドライン改訂を呼びかけ</p>	

(注) ・上記は例示であり、実際のイベントが上のいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する必要がある。
 ・イベント中（休憩時間やイベント前後を含む。以下同じ。）の食事については業種別ガイドラインで制限。また、イベント中の食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱わない。

9月23日から10月11日までの施設利用について

1 主な利用条件

○屋内・屋外施設の利用について、「収容率を50%以内とし5,000人以下」での人数利用とする。

2 1に加え利用の一部を制限する施設

No	担当部	施設名		9月23日から10月11日までの制限内容
1	市民部	市民体育館	トレーニングルーム	利用制限 利用時間を2時間ごとに区分し、1区分の利用人数を10人以下とする。 21時以降は利用休止する。 距離確保のため一部器具の使用制限、利用者による器具使用後の消毒等の感染防止対策を実施する。
2		不二輸送機ホール	スタジオ	利用休止 室内に窓が設置されていないため、換気が十分にできないため。
3		市民館	調理室	利用制限 利用人数を12人以下とする。 器具使用後の消毒、試食は横一列で短時間とするなど「新しい生活様式」の実施。
4	福祉部	スマイルキッズ	プレイスペース	利用制限 利用時間を午前、午後の2部に分け、10組までの予約制とする。利用する時間は最大2時間とする。
			キッズキッチン	利用制限 プレイスペース利用時間のみの開放とする。
5	経済部	勤労青少年ホーム (小野田、山陽)		公民館の利用条件と同様とする。
6	教育委員会	公民館	調理室	利用制限 利用人数を各テーブル4人以下とする。 器具使用後の消毒、試食は一列で短時間とするなど「新しい生活様式」の実施。
			音楽室	利用休止 室内に窓が設置されていないため、換気が十分にできないため。
きらら交流館		調理室	利用制限 利用人数を各テーブル4人以下とする。 器具使用後の消毒、試食は一列で短時間とするなど「新しい生活様式」の実施。	
		サウナ	利用制限 3人までの利用とする。	
8	中央図書館	個人席	利用制限 半数の利用に限る。	
		DVD試聴ブース	利用制限 個人ブースの3/5席及び、複数人ブースを利用不可。 「3密」回避及び、ソーシャルディスタンスの確保をするため。	

保育園の運動会について

1 新型コロナウイルス感染症対策を十分にとって実施する。

ソーシャルディスタンス（できれば2m）の確保のための人数制限
観覧マナーの徹底

※ビデオ撮影時など密にならないように

大きな声を出しての声援禁止 など

観覧者の把握（名簿の提出：住所、氏名、連絡先、体温測定、体調の確認）

観覧者・職員のマスク着用、手指消毒の徹底

発熱等の症状がある者は観覧禁止の徹底

★上記対策が十分に実施できない場合は中止

★今後、市内の感染者が増加した場合は中止

2 複数日（参観日）に分けて実施

クラスごとに日にちを決めて対象保護者に参観してもらう。

日の出保育園 9/26（土）中止 → 10/26（月）～10/31（土）予定

厚陽保育園 10/3（土）中止 → 10/6（火）～10/8（木）

3 1日で実施（場所はいずれも園庭）

各園の実施予定	対象園児	対象世帯数	観覧条件	観覧者数
下津保育園	幼児組 (39人)	36世帯	大人2人＋ きょうだい	80名程度
出合保育園	幼児組 (46人)	38世帯	保護者2人まで	70名程度
津布田保育園	全員 (17人)	14世帯	同居の家族のみ	50人程度

令和2年(2020年)9月18日

保護者様

山陽小野田市教育委員会教育長

児童生徒の新型コロナウイルス感染に伴う学校の臨時休業期間について

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の広がりや、お子様の健康についてご心配されていることと思います。

本市では、クラスターの発生や感染者数の急増を受け、9月22日(火)まで公共施設の利用中止と市主催のイベントや会議を中止するなどの感染拡大防止策が講じられたところです。

学校においては、子どもの感染を受けて、子どもたちの安心・安全を最優先に考える必要があるとの判断のもと、該当校の臨時休業を決定しました。

休業期間は、学校の状況によって異なりますが、市内の感染者発生状況、県保健所や医師等の専門的知見を受けて、約一週間を目処に休業期間を設定したところです。皆様のご理解、ご協力のおかげで、一番心配していた学校内での感染拡大は確認されていません。

この度、該当校の臨時休業をとおして、休業期間に行うべき濃厚接触者の調査、PCR検査、施設の消毒等の安全確認と安全確保が三日間程度で可能になってきたこと、また、学校で行っている感染症対策が学校内で感染が大きく広がるリスクを下げることができること、などがわかってきました。加えて、地域の感染状況を踏まえ、学習内容や活動内容を工夫しながら可能な限り、授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障していくことも必要です。

つきましては、今後、学校で感染者が発生した場合は、市及び学校の感染状況を勘案した上で、臨時休業期間を現在の一週間程度から三日間程度に短縮していく方向で検討して参ります。保護者の皆様におかれましては、この趣旨をご理解の上、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

特別定額給付金の申請及び給付結果について

令和2年(2020年)9月15日
総務部 総務課 新型コロナ対策室

1 これまでの経緯

令和2年5月1日(金)	マイナンバーカードを利用したオンライン申請の受付を開始
令和2年5月7日(木)	オンライン申請の給付を開始
令和2年5月22日(金)	申請書を郵便局に差し出し
令和2年5月23日(土)	郵便局にて市内ほとんどの世帯に配達を完了
令和2年5月25日(月)	全体の約22%に当たる6,390世帯から申請書が市に届く
令和2年6月4日(木)まで	全体の約88%に当たる25,543世帯から申請書が届く
令和2年6月5日(金)	郵送申請について第1回目として全体の約27%に当たる7,772世帯に18億1,980万円を振込依頼
令和2年7月2日(木)	全体の約2.2%に当たる未申請の632世帯へ申請勧奨はがきを発送
令和2年8月4日(火)	全体の約0.9%に当たる未申請の275世帯へ再度申請勧奨はがきを発送
令和2年8月31日(月)	給付申請期限
令和2年9月8日(火)	最終支払日

2 給付結果

	対象世帯数	対象人数	給付世帯数	給付人数	世帯給付率	個人給付率	未申請世帯	(未申請世帯の内訳)			
								辞退届出	消滅世帯	宛先不明	その他
オンライン申請			624	1,452	2.14%	2.34%					
郵送申請			28,373	60,511	97.38%	97.43%					
合計	29,136	62,109	28,997	61,963	99.52%	99.76%	139	8	37	25	69

※未申請世帯の内訳のうち、「消滅世帯」とは、基準日(令和2年4月27日)現在において存在し、申請までに世帯の全員が死亡したことにより申請を行うことができなかったものをいう。

山陽小野田市新型コロナウイルス感染防止対策 取組宣言飲食店応援制度

1 事業の目的

山陽小野田市内の飲食店舗での新型コロナウイルスの感染を防止するためには、飲食店での感染防止対策の徹底が重要であることから、飲食店で実施すべき感染防止対策を周知するとともに、感染防止対策に取り組む飲食店を広く紹介し、安心して利用できる飲食店であることを知らせることにより、利用者の信頼の確保及び飲食店が事業を継続できる環境づくりを推進するもの。

2 事業内容

飲食店のうち、山陽小野田市新型コロナウイルス感染防止対策チェックシートの必須項目23の全ての項目に取り組むことを宣言する飲食店を「山陽小野田市新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言店舗」に認定し、市HPに掲載するとともに、スマイルステッカー及び取組宣言ポスターを交付する。

必須項目に加えオプション項目にも取り組む場合には、ステッカーにスマイルマークを3つまで追加できるしくみとする。

3 事業主体

山陽小野田市が主催し、小野田商工会議所、山陽商工会議所及び小野田料飲店組合の共催により実施する。

4 対象店舗

市内飲食店。ただし、日の出地区を優先して取り組む。

5 事業の取組み方法

小野田商工会議所、山陽商工会議所及び小野田料飲店組合と連携し、事業の周知活動を実施。特に、日の出地区の店舗を優先的に取り組む。

宣言書の提出があった店舗に、随時、取組内容の現地確認に出向き、ステッカー等を配布する。

1か月後を目途に、再度、取組内容の現地確認を行う予定。

6 事業スケジュール

- ・ 9月15日(火)～ 周知活動開始
- ・ 9月下旬～ 感染防止対策取組宣言内容を現地確認、ステッカー配布予定

※ 市が店舗の感染防止対策を認証するものではなく、店舗における自主的な感染防止の取組をお願いするもの。

山陽小野田市議会
議長 小野 泰 様

2020年9月3日
山陽小野田生活と健康を守る会
会長 中島 好人

新型コロナ及び熱中症対策について

猛暑厳しい折、日々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、新型コロナ感染のクラスター発生以降、市内では日々新たな新型コロナ感染者が増え続けており、市民のあいだに不安が広がっています。

特に最近の新型コロナ感染拡大の大きな特徴として「無症状の感染者」による感染拡大の傾向があり、厚労省も最近の新型コロナ感染拡大を受け、地方自治体や医師による独自の判断でのPCR検査や濃厚接触者に限らず「感染震源地」対策として職場や地域での面的なPCR検査も行えるように方針を大きく変えてきています。東京都千代田区や世田谷区のように自治体独自の新型コロナ対策が重要となっています。下記事項について検討・実施されるよう要望します。

記

- 1、掛かり付け医の判断でPCR検査が受けられるようになったとはいえ、市内の開業医による発熱外来やPCR検査が簡単には受けられない実態があります。発熱外来行う病院・診療所を市民にPRし、保健センターでの発熱外来の再開とともに、開業医と連携して市民病院でのPCR検査が率先して実施できる体制整備に、市が明確な方針を持って取り組むこと。
- 2、市内でのクラスター発生以後、日の出地域における飲食関係の全従業員へのPCR検査が実施されましたが、一部に情報が行き届かずPCR検査にもれた方がおられますし、従業員の家族は除外されています。また児童生徒の感染による学校現場でのPCR検査も、感染した子どもとの「濃厚接

触者」に限定されています。市が独自に対象家族や全生徒・教職員等へのPCR検査を行うこと。

3、市が独自に病院、学校、保育所・幼稚園や介護・福祉施設及び多くの市民と日常的に接触する市役所の職員に対して、定期的なPCR検査が実施できるようにすること。

4、この猛暑の中、子どもたちが小学校に登下校しています。登下校の際に「日傘」をさすことでソーシャルデスタンスが守られ、熱中症予防にもなると改めて注目されています。しかし小学校低学年の子どもたちへの使用禁止措置など社会的に論議がされています。保護者への理解も含めて小学生の登下校時の日傘の使用について十分検討すること。

5、9月議会が始まりました。「三密を避ける」等の理由で「一般質問の自粛」が再び決定されました。そうであれば議員と執行部参与には市が独自にPCR検査を実施し、安心して議会活動が行えるように保証すること。それは議会を招集し、議案を提案し、議案審査を要請する藤田市長の責任ではありませんか。

6、スティホームが強調される中、家にいる高齢者等がエアコンがあっても熱中症にかかり、救急搬送される事例が後をたちません。電気代の節約や故障したエアコンの修理ができないなどの理由でエアコンを使わないためですが、この猛暑の中、家にいることによるリスクが逆に高まっており、新型コロナ対策としても高齢者世帯等に対する電気代やエアコン修理代に充てる夏季手当等の支給を行うこと。

7、特に生活保護世帯では夏季手当が廃止されたために、エアコンがあっても電気代が高いためエアコンを使えない家庭があります。逆に家の中にいることにリスクが高まっている猛暑の中、生活保護世帯への市独自の夏季加算を行うこと。

以上



定期整備工事実施のご連絡

2020年8月18日

当社山口製油所では、2020年8月下旬から全ての装置を停止し定期整備工事を実施します。本工事は、高圧ガス保安法・消防法等の法令により定められているものであり、安全操業を確保するうえで欠かせないものです。

本工事の実施に際しましては、工事車両の安全運転や正門前県道の交通渋滞の緩和、各装置の停止・開始操作時のフレアスタックからの炎および音、機器開放時の臭気等の従来からの対策に加え、新型コロナウイルス感染拡大防止策も徹底してまいりますので、何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い致します。

記

1. 定期整備工事の実施期間

・8月27日～10月20日(予定)

工事動員数の平準化を図るために、通常より長い期間としております。

2. 主な工事内容

・安全性の確保・向上のための工事(点検、補修、装置の更新等)

3. 工事動員数・工事車両数

(1) 工事動員数:1日平均:約 2,300 人

(2) 工事車両数:1日平均:約 520 台

4. 新型コロナウイルス感染予防対策

(1) 健康管理の徹底

① 毎日、検温による体調管理を実施

② サーモカメラによる入構時の検温実施

③ 発熱が確認された場合は入構を禁止し、宿泊先待機

(2) 勤務中の予防対策

① マスクの着用、手洗い、うがいの徹底

② こまめな除菌と清掃の実施

③ 大人数となる会議は原則中止、ネット会議を推奨

④ 執務場所は対人距離を概ね 2m 確保(困難な場合にはパーティションを設置)

⑤ 3密を避ける施設対策の実施等

(3) その他の対策

- ①通勤は公共交通機関を避け、自家用車等の利用を推奨
- ②3密となる場所への出入りの自粛等

(4) 感染者または感染が疑われる場合の対応

- ①感染疑い者や濃厚接触者が出た場合は、「宇部健康福祉センター」に連絡し指示に従います。
- ②感染者が出た場合は速やかに山口県に報告するとともに、保健所等の指導に従って適切に感染拡大防止策を講じます。

4. その他

- (1)生活道路を通行しない等、交通ルール・マナーを含め、入構者教育を徹底します。
- (2)フレアスタックからの炎が一時的に大きくなることもありましても、異常ではありません。

【お問い合わせ先】

〒番号 756-0855 山口県山陽小野田市西沖5番地
西部石油(株)山口製油所 総務部総務課
TEL 0836-88-1111
FAX 0836-88-1259

宿泊先対応

- ①夕食は、極力宿泊先内でとるように要請します。
(ホテル内のレストランまたは弁当を手配)
- ②遊興娯楽施設への出入りを控えるよう要請します。



検温する場所



事業所の事務所の中



医務室

山陽小野田市新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言飲食店応援制度について

1 事業目的

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図りつつ、飲食業の事業を継続していくためには、店舗での感染防止対策の徹底が重要であることから、事業者向けに店舗で実施すべき感染防止対策を周知し、お客様及び従業員の感染防止を推進する。

また、感染防止対策に取り組む店舗を広く紹介し、お客様に安心して利用できる店舗であることを知らせることにより、お客様の確保と事業者の市内で営業する店舗の事業継続の環境づくりを推進する。

2 事業内容

「山陽小野田市新型コロナウイルス感染対策チェックシート」(以下、「チェックシート」という。)作成し、山陽小野田市内で営業する店舗にチェックシートにある感染防止対策を実施していただくよう周知する。

また、山陽小野田市内で営業する店舗のうち、チェックリストの一定の基準を満たす店舗を「山陽小野田市新型コロナウイルス感染対策取組宣言店」とし、感染防止対策の取り組む店舗の情報を市ホームページに掲載して紹介するとともに、「山陽小野田市新型コロナウイルス感染対策取組宣言スマイルステッカー」(以下、スマイルステッカー)という。

(別紙1)及び「山陽小野田市新型コロナウイルス感染対策取組宣言ポスター」(以下「ポスター」という。)(別紙3・別紙4)を配布する。

3 主催

山陽小野田市

4 共催

小野田料飲店組合、小野田商工会議所、山陽商工会議所

5 対象

市内飲食店(約500店舗)

※日の出地区を優先して周知活動等に取り組む。(日の出地域飲食店75店舗)

6 日の出地区の事業周知活動等

(1) 事業スケジュール（予定）

日	曜	事業内容
9/15 ～ 9/18	火 金	●店舗への事業周知活動開始 ～9/18（金）完了を目途に活動 ●提出された宣言書の取組内容の現地確認を随時実施
9月 下旬		●提出された宣言書の取組内容の現地確認を随時実施し、スマイルステッカー等を配布 ●宣言書提出1ヶ月後、現地確認

(2) スマイルステッカー配布時期

9月下旬（スマイルステッカー等が納品でき次第）から配布

- チェックシートの必須23項目に取組む場合には、
「取組宣言店舗」として、スマイルステッカーと、
取組内容を記したポスターを配布
- 必須項目に加えオプション項目の1つ以上に取組む場合、
ステッカーのスマイルマークを1つ追加配布
- 必須項目に加えオプション項目の3つ以上に取組む場合、
ステッカーのスマイルマークを2つ追加配布

7 市内全域飲食店に対する事業周知活動等

日の出地域以外の対象店舗に対しては、料飲店組合、小野田・山陽商工会議所と連携し、事業周知活動を行うとともに、市HP及び10/1広報等で事業周知する。現地確認活動は日の出地区の一定の店舗へのスマイルステッカー等の配布が済み次第、実施する。

別記 山陽小野田市新型コロナウイルス感染防止対策チェックシート

取組区分	取組項目	内容
お客様の感染防止につながる取組	必須項目	新型コロナウイルス感染症と診断された方や、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された方は、保健所から要請された期間、入場をお断りする旨を掲示する。
		発熱や風邪、味覚障害の症状があるお客様の入店をお断りし、また店舗入口には、その旨を掲示する。
		談話やカラオケを歌う時など飲食中以外はマスクやフェイスガードの着用をお願いし、店舗入口及び店内にその旨掲示する。
		飛沫感染・接触感染を防止するために十分な間隔をとることが重要であることをお客様に理解してもらい、店内が混み合う場合は入店を制限する。
		お酌やグラスの回し飲みは避けるよう、業態に応じ、掲示等により注意喚起する。
		トイレ使用後の石鹸と流水による手洗いの徹底をお願いし、トイレにその旨を掲示する。
	オプション項目	予約受付時等でお客様の体温測定のお願いや健康状態の確認をする。
		予約受付時等で少人数での来店を依頼する。
		万が一の場合に備えて、可能な限り来店されるお客様の連絡先等を確認する。（個人情報の取扱いには十分に注意すること）
		従業員は、店内の一箇所にお客様が集まらないように留意し、お客様とのカラオケやダンス等も当面の間、自粛する。
店舗の衛生管理の取組	必須項目	入口や店内に手指消毒用に消毒液（消毒用アルコール等）を設置し、お客様の入退場時に手指消毒を行うように注意喚起する。
		店内清掃を徹底し、店舗のドアノブ、券売機、セルフドリンクコーナー等の設備等、多数の人が触れる箇所は定期的にアルコール消毒薬、次亜塩素酸ナトリウムで清拭する。また、テーブル、イス、メニューブック、タッチパネル、卓上ベル、カラオケ用マイク等はお客

	<p>様の入れ替わる都度、アルコール消毒薬、次亜塩素酸ナトリウム、台所用洗剤（界面活性剤）で清拭する。</p> <p>店内（客席・個室等）は適切な換気設備の設置及び換気設備の点検・清掃を行い、徹底した換気を行う（窓・ドア等の定期的な開放（毎時2回以上（30分に1回以上、数分程度、窓若しくはドアを全開する。）常時換気扇の使用など）。</p> <p>食品を扱う者の健康管理と衛生管理を徹底する。</p> <p>トイレのハンドドライヤー、備え付けハンドタオルの使用を中止し、ペーパータオルを置くか個人毎にタオルを準備する。また、汚物は蓋をして流すよう、使用者に注意を促す。</p> <p>トイレは毎日清掃し、ドアやレバー等の不特定多数が触れる箇所は定期的にアルコール消毒薬、次亜塩素酸ナトリウムで清拭する。</p> <p>テーブルサービスで注文等を受けるときは、お客様の側面に立ち可能な範囲で間隔を保つ。カウンターサービスは、可能な範囲で従業員とカウンター席との間隔を保ち、お客様の正面に立たないなど工夫する。</p> <p>厨房の調理設備・器具を台所用洗剤（界面活性剤）で清拭し、作業前後の手洗いなど、従来から取り組んでいる一般的な衛生管理を徹底する。</p> <p>会計処理に当たる場合は、可能であれば、電子マネー等の非接触型決済を導入する。現金、クレジットカード等の受け渡しが発生する場合には、手渡しで受け取らず、コイントレイ（キャッシュトレイ）などを使用する。また、コイントレイは定期的に消毒する、会計の都度手指を消毒するなど工夫する。</p>
オプション項目	<p>テーブル・カウンター・レジは、アクリル板等で区切るか、できるだけ2m（最低1m）以上の間隔を空けて横並びで座れるように配置を工夫し、密着しないよう工夫する。（少人数の家族、介助者が同席する高齢者・乳幼児・障害者等対面を希望する場合は、可能としてもよいが、他グループとの相席は避ける。）</p> <p>大皿は避けて、料理は個々に提供する、従業員等が取り分けるなど工夫する。</p>

		<p>テーブル等には原則として調味料・冷水ポット等を置かないようにするが、撤去が難しい場合は、お客様が入れ替わる都度、アルコール消毒薬、次亜塩素酸ナトリウム、台所用洗剤（界面活性剤）で清拭や用具の交換を行う。</p> <p>大声での会話が行われないうようBGMやカラオケ、機械の効果音等を最小限に調整する。</p> <p>感染防止対策に必要な物資（消毒剤、不織布マスク、手袋、ペーパータオル、及びそれらの使い捨て用品を廃棄する容器等）の一覧表（リスト）を作成し、十分な量を準備しておくか、または緊急時にすぐに入手できるよう予め手配をしておく。平時から使用した分をその都度補充し、常に一定の必要量を備蓄しておくことが望ましい（ローリングストック）。</p>
従業員の安全衛生管理の取組	必須項目	<p>従業員は必ず出勤前に体温を計る。発熱や風邪の症状がみられる場合は、店舗責任者にその旨を報告し、自宅待機とする。また、店舗責任者は従業員の緊急連絡先や勤務状況・健康状態を把握するように努める。</p> <p>従業員に新型コロナウイルス感染症と診断された場合や、新型コロナウイルス 感染症患者と濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに管理者等に報告するとともに、保健所から要請された期間の勤務を禁止することを周知する。</p> <p>咳エチケット、頻繁かつ適切な手洗い・アルコール消毒を徹底する。特にお客様に料理等をお渡しする際には注意する。</p> <p>従業員はマスクやフェイスガードを適切に着用する。</p> <p>むやみに顔や髪に触れない。触った場合は、手指を消毒する。</p> <p>ユニフォーム他衣類、ダスター類はこまめに洗濯をして清潔を保つ。</p> <p>食品残渣、鼻水、唾液などが付いた可能性のあるごみ等の処理はマスクを着用してビニール袋等に密封して縛り、回収する。回収後は、必ず手指を消毒する。</p> <p>従業員全員に新型コロナウイルス感染防止対策取組の内容について、周知する。</p>

	オプション項目	従業員の控え室は、換気し空調設備は定期的に点検・清掃する。また、一度に休憩する人数を減らし、対面で飲食や会話をしないようにするとともに、従業員が出入りする際は、入退室の前後に手洗いをする。
--	---------	--

山陽小野田市

新型コロナウイルス感染防止対策 取組宣言店舗



■ステッカーに貼るマークのみ





山陽小野田市

新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言 (必須項目の取組)

当店は、新型コロナウイルス感染防止対策として下記の取組方針を掲げ、運営しています。

①お客様の感染防止につながる取組

- 新型コロナウイルス感染症と診断された方や新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された方は、保健所からの要請期間、入店禁止の掲示
- 発熱や風邪、味覚障害の症状があるお客様の入店制限の掲示
- 店内での談話やカラオケ等、飲食中以外はマスク等を着用と掲示
- 店内が混み合う場合の入店制限
- お客様同士のお酌、グラスやお猪口の回し飲みの禁止
- トイレ使用後の石鹸と流水による手洗いの徹底と掲示

②店舗の衛生管理の取組

- 入口及び店内に手指消毒設備を設置
- 店内清掃を徹底（ドアノブ・レジ・テーブル・イス・メニュー・タッチパネル・カラオケ機器等の共有物の定期的な消毒）
- 徹底した換気（窓・ドアを30分に1回以上開放や常時換気扇使用）及び換気設備の点検・清掃
- 清掃食品を扱う場合、安全衛生の徹底
- トイレのハンドドライヤー、備付ハンドタオルの使用を中止し、ペーパータオル等を設置
- トイレ室内の徹底した清掃
- 注文の受付時にはお客様との適切な距離を保つ
- 抗菌除菌洗剤での厨房機器・食器等の洗浄
- 会計は電子マネー等での決済導入、又はコイントレイ等を使用

③従業員の安全衛生管理の取組

- 出勤前の検温と出勤時の検温。発熱や風邪、味覚障害の症状がある場合の勤務制限
- 新型コロナウイルス感染症と診断された場合や新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触した従業員の保健所に指定された期間の勤務禁止
- 咳エチケット、こまめな手洗い、手指消毒の徹底
- マスクまたはフェイスガードの着用
- むやみに顔や髪に触れない。触った場合の手指の消毒
- ユニフォーム他衣類、ダスター類はこまめに洗濯をして清潔を保持
- 食品残渣や鼻水、唾液などが付いたごみはビニール袋に密閉。回収後は手指を消毒
- 従業員全員に取組内容を周知



新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言 (オプション項目の取組)

当店は、新型コロナウイルス感染防止対策として必須の取組方針に加え、下記のチェックのある取組も追加して、運営しています。

①お客様の感染防止につながる取組

- お客様の体温測定や健康状態の確認
- 少人数での来店の依頼
- お客様の連絡先を把握（個人情報取り扱いに十分注意）
- お客様が集まらないように留意し、お客様と密接するカラオケやダンス等を自粛する。

②店舗の衛生管理の取組

- アクリル板等で仕切り設置（テーブル、レジ前）等、席の密着を避ける
- 大皿での取り分けによる料理提供の自粛または工夫
- テーブル・カウンター等に調味料・冷水ポット等を置かない
- 大声での会話が行われないようBGMやカラオケ、機械の効果音等を最小限に調整
- 感染防止対策に必要な物資（消毒剤等）の十分な確保

③従業員の安全衛生管理の取組

- 従業員の休憩時間を分散し、従業員同士の密集を避ける。

④当店の独自の取組

山 総 第 2 5 6 1 号

令和2年(2002年)9月16日

山陽小野田市議会

議長 小 野 泰 様

山陽小野田市長 藤 田 剛 二

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望書（その3）に係る
回答について

令和2年8月27日付け山議第939号で要望のありました新型コロナウイルス感染症対策につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 山口県はプレミアム付きクラウドファンディング方式の「元気にやまぐち券」事業を展開している。プレミアムは、チケット代金の20%で、半分の10%は山口県が、残りの半分については事業者が負担することになっている。飲食店にとってこの事業者負担は非常に重いとのことであるので、この負担分を市が全額補助すること。

(回答)

山口県が実施しているクラウドファンディング方式のプレミアム付きチケット「元気にやまぐち券」事業につきまして、現在、参加店舗の募集や支援金募集の期間は既に終了し、チケット利用期間（9月1日～11月30日）に入っています。本市の参加店舗数は12です。

一方、本市では消費喚起や生活支援を目的とした「商品券（スマイルチケット）発行事業」を実施する予定で、既に約470店舗からスマイルチケット取扱店として登録をいただいております。

また、事業の継続を支え、再起の糧となるよう事業全般に広く使える資金と



して「事業継続給付金」を1, 175事業者へ支給しました。

「商品券（スマイルチケット）発行事業」、「事業継続給付金事業」とも本市独自の経済対策であり、県の「元気にやまぐち券」事業と同じく消費喚起や資金支援を目的として実施しているところです。

つきましては、「元気にやまぐち券」事業と同じ目的の独自の経済対策2事業を既に進めておりますので、要望のあった事業者負担のプレミアム分10%の補助につきましては、現在のところ実施する予定はありません。

2 山口県は、国・県からの要請に基づき、学校の臨時休業期間中に保育サービスを継続して提供した私立保育園、私立幼保連携型認定こども園及び放課後児童クラブの職員1人につき5万円の応援給付金を支給することとしている。

ただ、実際には、この給付金の対象外である国・県の要請を受けていない小規模保育事業、認可外保育施設等においても保育サービスが提供されている。従って、国・県からの要請を受けずに保育サービスを提供した施設についても交付金を給付するように山口県に要望すること。

また、要望が通らない場合、山口県の応援給付金の支給対象外である小規模保育事業所及び認可外保育施設等の職員に対し、市が応援給付金を支給すること。

(回答)

山口県が実施する保育所等職員応援給付金の支給対象となる職員は、私立幼稚園、私立幼保連携型認定こども園及び放課後児童クラブのいずれかに勤務し、利用者と接する職員で、一定の要件に該当する者となっています。

しかしながら、当該給付金の対象外とされたへき地保育所、地域型保育事業所、認可外保育施設等に勤務する職員も支給対象となる職員と同様に保育サービスの継続に努めてこられたところです。

つきましては、山口県に対して当該給付金の支給対象を拡大されるよう要望してまいります。

なお、当該給付金は、県の基準にのっとり実施する事業であることから、

未給付者に市単独で応援給付金を支給する予定はありません。

3 市民の安心安全のためにPCR検査を受けることができる要件を緩和するように山口県に要望するとともに、本市においてもPCR検査の拡充に向け体制を早期に構築すること。

(回答)

現在のPCR検査は、感染症法に基づき山口県が行政検査として、新型コロナウイルス感染症が疑われる症状がある方や濃厚接触者に実施している状況です。要件の緩和についてですが、市民の皆様の不安な気持ちは十分理解できますが、まずは医師が必要と判断した人がスムーズに検査ができる体制について、山口県と共に取り組んでいきたいと考えています。

次に、PCR検査体制ですが、山口県ではPCR検査等を必要とする患者が、迅速かつ安全に検査を受けられるよう、山口県内の8医療圏で1か所以上の「地域外来・検査センター」の設置を目指しています。宇部・山陽小野田・美祢圏域においては、8月31日に宇部市に設置され、保健所を通さず医師からの紹介で検査が受けられる体制となっています。しかし、今後も更に感染が拡大する懸念もあることから、当市における検査体制等の強化についても、市医師会、公的医療機関、県、市の間で協議を重ねているところです。

4 市内小中学校での修学旅行の中止によって発生するキャンセル料を市が負担すること。

(回答)

本市におきましては、校長会と教育委員会が協議し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全小中学校で泊を伴う修学旅行を中止することとしています。

教育委員会としましては、中止により発生したキャンセル料につきまして、全小中学校分を把握した上で、保護者の負担軽減に努めてまいります。